

# 評 価 実 施 手 引 書 ( 検 討 案 )

短期大学機関別認証評価

(平成17年度実施分)

機構評価担当者用

平成16年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



## はじめに

この評価実施手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価において、評価担当者が用いる手引書です。

本手引書は、評価担当者が、短期大学機関別認証評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、第1章、第2章、第3章、第4章からなります。

「第1章 短期大学機関別認証評価の対象及び内容等」

では、機構が実施する本評価の基本的な内容や実施体制等を、

「第2章 短期大学機関別認証評価の評価方法(1) - 書面調査」

「第3章 短期大学機関別認証評価の評価方法(2) - 訪問調査」

「第4章 評価報告書原案の作成」

では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。

また、本手引書の他に、今後、実際の評価作業を行う際の作業マニュアルを作成する予定としています。

なお、本手引書は、機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。

# 目 次

はじめに . . . . . i

第 1 章 短期大学機関別認証評価の対象及び内容等 . . . . .

対象短期大学

実施時期

評価の内容

実施体制 - 短期大学機関別認証評価委員会等の役割

1 短期大学機関別認証評価委員会

2 評価部会

3 運営小委員会

4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的

評価のプロセス

1 評価部会における評価のプロセス

2 評価のプロセスの全体像

第 2 章 短期大学機関別認証評価の評価方法(1) - 書面調査 . . . . .

書面調査の実施体制及び方法等

1 書面調査の実施体制

2 書面調査の実施方法

目的の確認

基準ごとの評価

1 書面調査

2 基準 1 ~ 11の自己評価結果の分析

3 選択的評価基準の自己評価結果の分析

書面調査による分析結果等の作成

その他の留意点

第 3 章 短期大学機関別認証評価の評価方法(2) - 訪問調査 . . . . .

訪問調査の目的

訪問調査の実施体制

訪問調査の事前準備

1 訪問調査の進行，役割分担の決定

2 訪問調査参加者の構成等

3 訪問調査の実施日程の決定及び通知

4 調査内容等の決定及び通知

訪問調査の実施方法等

1 訪問調査の実施方法

## 2 訪問調査の内容

訪問調査ミーティング

短期大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

調査結果の取りまとめ

訪問調査スケジュール（例）

## 第4章 評価報告書原案の作成 . . . . .

評価報告書原案の構成

「基準ごとの評価」の記述

「選択的評価基準に係る評価結果」の記述

評価報告書原案の取扱い

別紙 1 平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価スケジュール

別紙 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則  
第6条に規定する自己の関係する短期大学の範囲について

別紙 3 評価報告書イメージ

参考資料1 関係法令等

参考資料2 短期大学機関別認証評価委員会委員名簿



# 第1章 短期大学機関別認証評価の対象及び内容等

## 対象短期大学

国・公・私立短期大学のうち，評価の申請のあった短期大学（以下「対象短期大学」という。）を対象とし，対象短期大学の組織全体を単位として実施します。

## 実施時期

平成16年12月	機関別認証評価に係る説明会の実施
〃 12月	評価の申請受付
〃 12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
平成17年6月末	対象短期大学から自己評価書の提出
〃 7月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成18年1月末	評価結果を確定する前に当該対象短期大学に通知
〃 2月下旬	対象短期大学から意見の申立て
〃 3月下旬	評価結果の確定，公表

（注） 評価全体のスケジュールは，別紙1「平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール」（ 頁）に示すとおりです。

## 評価の内容

本評価においては，各対象短期大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして，機構が定める「短期大学評価基準」に掲げる基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

なお，選択的評価基準については，評価を希望する短期大学のみを対象に，各短期大学が有する目的の達成状況等について評価を実施します。

## 実施体制 - 短期大学機関別認証評価委員会等の役割

### 1 短期大学機関別認証評価委員会

- (1) 短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」とする。）は，短期大学機関別認証評価の基本的方針を定め，その実施に必要な具体的内容・方法等を審議し，評価担当者に対し研修を実施するとともに，具体的な評価を実施するための対象短期大学の状況に応じた評価部会を編成します。

- (2) 評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会の相互間の調整を図るため、評価委員会に運営小委員会を設置します。
- (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、同委員会に置かれる評価部会が作成する評価報告書原案、対象短期大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (4) 基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

## 2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価報告書原案を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

## 3 運営小委員会

- (1) 運営小委員会は、各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。
- (2) 運営小委員会に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該小委員会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により主査を選任します。主査は当該小委員会における意見の取りまとめ、各評価部会の相互間の調整等を行います。また、主査は当該小委員会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副主査を指名し、副主査は主査を補佐します。

## 4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する短期大学の評価には参画できないこととします。(別紙2「独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則第6条に規定する自己の関係する短期大学の範囲について」( 頁)参照)

## 5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的

本評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。



# 評価のプロセス

## 1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「書面調査による分析結果の作成」、「訪問調査の実施」及び「評価報告書原案の作成」からなり、以下のとおり行います。

### (1) 書面調査の実施

評価部会は、短期大学から提出された自己評価書(根拠となるデータ等を含む。)を分析・調査して行う書面調査を実施します。

評価部会の書面調査は、次に掲げる11の評価基準に基づき、各短期大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

- 「基準1 短期大学の目的」
- 「基準2 教育研究組織(実施体制)」
- 「基準3 教員及び教育支援者」
- 「基準4 学生の受入」
- 「基準5 教育内容及び方法」
- 「基準6 教育の成果」
- 「基準7 学生支援等」
- 「基準8 施設・設備」
- 「基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム」
- 「基準10 財務」
- 「基準11 管理運営」

また、全ての短期大学を対象とする11の基準のほか、希望する短期大学を対象とする選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」を設けています。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。)

評価部会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

### (2) 訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項について、訪問調査を行います。

### (3) 評価報告書原案の作成

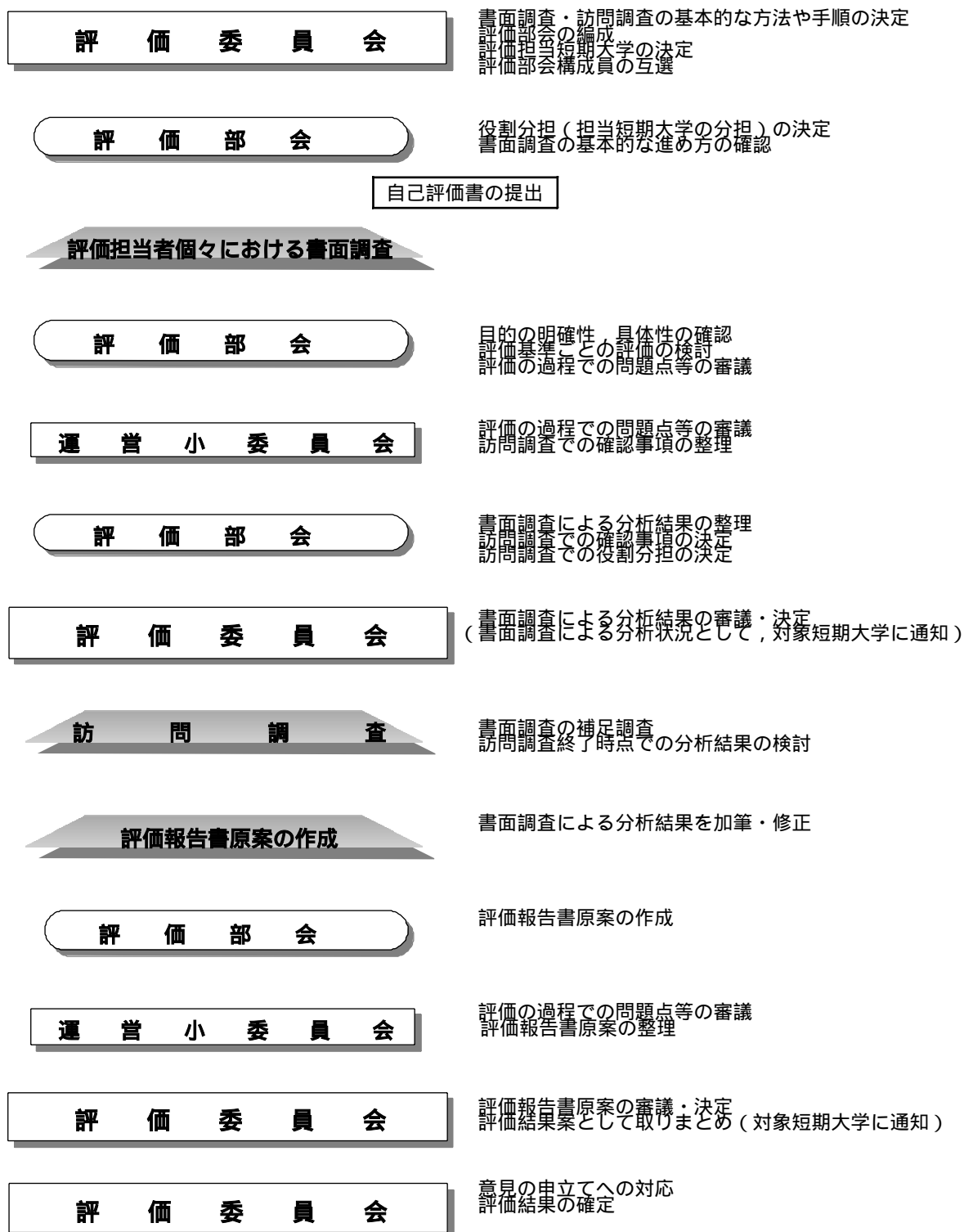
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出します。

## 2 評価のプロセスの全体像

短期大学機関別認証評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりです。

## 評価委員会等における評価のプロセス

下記プロセスは予定であり、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

## 第2章 短期大学機関別認証評価の評価方法(1) 書面調査

### 書面調査の実施体制及び方法等

#### 1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価委員会で編成された評価部会ごとに実施します。評価部会においては、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価部会構成員の役割や分担について決定します。
- (2) 書面調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営小委員会において協議します。

#### 2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象短期大学から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を通じて、対象短期大学に照会や提出依頼を行います。
- (3) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象短期大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないでください。

### 目的の確認

本評価は、短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して対象短期大学が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された目的で対象短期大学の全体像をとらえた上で、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等について、短期大学の全体的な意図を理解する必要があります。

具体的には、自己評価書に記載された目的について、基準1「短期大学の目的」において明確に定められているかなどを確認する作業を行います。

### 基準ごとの評価

#### 1 書面調査

- (1) 評価部会は、書面調査による基準ごとの分析・調査及び判断を実施します。  
具体的には、短期大学から提出された自己評価書の「基準ごとの自己評価」について、短期大学の目的を踏まえて、評価部会構成員が観点ごとに自己評価結果及びその根拠となるデータ等により分析・調査及び判断を行い、その結果を、基準ごとに評価部会で取りま

とめます。

(2) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

## 2 基準1～11の自己評価結果の分析

基準の評価は、次に示す「観点の確認」、「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」及び「基準の評価」の流れで行うことになります。

### (1) 観点の確認

短期大学評価基準に示された基本的な観点が全て分析されているか確認します。

分析されていない基本的な観点が確認された場合は、対象短期大学に当該観点の分析を求めます。

### (2) 観点ごとの自己評価結果の分析・判断

観点ごとの自己評価結果は、「観点到る状況」、「分析結果とその根拠理由」が記述されています。評価部会構成員は、観点ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

なお、各観点に関して、対象短期大学がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、評価に目標等の達成状況を反映させていることも想定されますので、対象短期大学の個性や特色を考慮し、根拠資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

の分析結果に基づき、当該観点到る状況を、対象短期大学の目的を踏まえつつ、当該観点に対応する判断方法を用いて判断してください。

その際、短期大学として一般的に期待される水準から見た対象短期大学の状況を、以下の例示を参考にしつつ、判断してください。

対象短期大学の状況	一般的に期待される水準を卓越している	一般的に期待される水準を上回る	一般的に期待される水準である	一般的に期待される水準を下回る
判断方法	優れた実施状況である	十分に実施している	実施している	実施していない
の例示	優れた配慮がなされている	十分に配慮されている	配慮されている	配慮されていない
	(…を) 定めている			(…を) 定めていない

なお、根拠となる資料・データ等が不足したり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」としてください。

の判断の根拠を「観点的分析状況」として、観点到る状況の中の不明な点を「訪問調査時の確認事項」として明らかにしてください。

観点ごとの分析に当たっては、短期大学全体としての状況を分析し判断を行います。その際、特記すべき事項があると判断される学科等がある場合には、適宜記述してください。

なお、準学士課程、専攻科課程別に基準が定められている場合や、対象短期大学において課程別に分析がなされている場合には、それぞれに分析を行ってください。

### (3) 基準の評価

前記(2)「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」の結果に基づき、基準1～11の基準ごとに書面調査による分析結果に記述する「基準ごとの分析状況」を検討します。分析結果に記述する「基準ごとの分析状況」は、最終的な評価報告書の「評価結果」(「基準を満たしている」もしくは「基準を満たしていない」)の根拠となるものであるから、その視点で前記(2)「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」で分析したものを精選・整理します。

「評価結果」は、前記(2)「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」の結果等を総合的に勘案し、次の2通りで判断してください。

「基準を満たしている」

「基準を満たしていない」

#### 優れた点及び改善を要する点の抽出

基準ごとに、前記(2)「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」で分析したものの中から、対象短期大学の目的を踏まえて、特に重要な点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出してください。

なお、優れた点及び改善を要する点を判断する際、以下の考え方を参考にしてください。

優れた点	目的を踏まえて、優れていると判断できる場合等に用い、基本的には「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」で最も高い判断の中から抽出することが考えられます。 ただし、場合によっては最も高い判断以外の判断の中からも、抽出することが考えられます。
改善を要する点	目的の内容、取組の状況等から見て工夫や努力等により改善が図れると判断できる場合等に用い、基本的には「観点ごとの自己評価結果の分析・判断」で最も低い判断の中から抽出することが考えられます。 ただし、場合によっては最も低い判断以外の判断の中からも、抽出することが考えられます。

### 3 選択的評価基準の自己評価結果の分析

選択的評価基準の自己評価結果の分析は、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、対象短期大学の目的の達成状況等を評価します。

具体的には、前記2「基準1～11の自己評価結果の分析」に準じますが、「選択的評価基準の評価」における「評価結果」については、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、目的の達成度を次の4段階で判断します。

- 「非常に優れている」
- 「良好である」
- 「おおむね良好である」
- 「不十分である」

#### 書面調査による分析結果等の作成

- 1 評価部会は、本章の「基準ごとの評価」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を作成します。
- 2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、次章で説明する「訪問調査」を実施するに当たって必要な調査内容（補足調査事項，視察する授業や施設，面談の対象者等）の検討・整理を行います。

#### その他の留意点

次の点について留意するとともに、対象短期大学の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営小委員会で随時協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。

- 1 各対象短期大学の設置の趣旨，歴史や伝統，規模や資源などの人的あるいは物的条件，地理的条件さらには将来計画などを十分考慮して，評価を行います。
- 2 本評価は，対象短期大学が競争的環境の中で個性が輝く短期大学として一層発展するために，その教育活動等の改善に資することを目的としていることから，各対象短期大学の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力などについて，必ずしも十分な成果を挙げるに至っていないものについても配慮しつつ，評価を行います。

## 第3章 短期大学機関別認証評価の評価方法(2) 訪問調査

### 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項等を中心にして対象短期大学の状況を調査するとともに、対象短期大学にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象短期大学との共通理解を図ることを目的とします。

### 訪問調査の実施体制

- (1) 訪問調査は、評価部会ごとに実施します。原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象短期大学との協議、調査結果の取りまとめなどを行います。
- (2) 訪問調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営小委員会において協議します。

### 訪問調査の事前準備

#### 1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順などについて確認した上で、対象短期大学に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、各評価部会構成員の役割や分担を決定します。

#### 2 訪問調査参加者の構成等

訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象短期大学の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。

#### 3 訪問調査の実施日程の決定及び通知

訪問調査の実施日程及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象短期大学の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通して対象短期大学と協議した上で、評価部会が決定し、対象短期大学に通知します。

## 4 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、第2章「書面調査による分析結果等の作成」で記述した「書面調査による分析結果」から、基準ごとの評価結果（「基準を満たしている」もしくは「基準を満たしていない」）を除いたものを「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明及び根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」及びその他調査内容を訪問調査実施前に機構事務局を通じ、対象短期大学に通知します。

### 訪問調査の実施方法等

#### 1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象短期大学の関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生や卒業（修了）生などとの面談や、教育指導及び学習状況の視察などを行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象短期大学の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育指導状況及び学習状況の視察などの調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、担当委員を数名ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- (2) 対象短期大学の関係者（責任者）との面談では、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象短期大学の関係者から補足説明又は資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、対象短期大学の関係者からの補足説明又は資料・データ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となる資料・データ等の提出を求めることができます。
- (4) 評価部会は、学生や卒業（修了）生などとの面談や教育指導及び教育現場の視察などで得られた知見や、上記(2)で確認した補足説明等の結果を総合的に判断して、「書面調査による分析状況」の修正等を行い、訪問調査終了時点での分析結果を対象短期大学の関係者に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項及び、上記(3)で提出された新たに根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、訪問調査の結果の説明を控えることとします。
- (5) 調査内容等に関する対象短期大学からの質問に回答する場合は、原則として評価部会全体の考え方に基づくものとしませんが、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言してください。また、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象短期大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないでください。



## 2 訪問調査の内容

### (1) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

根拠となる資料・データ等のうち、現地においてのみ閲覧が可能な試験問題、卒業研究、卒業制作などの調査を行います。

自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするための補完的な資料を収集します。

### (2) 短期大学関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、短期大学関係者に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄及び、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、補足説明を受けます。面談者は、学長、学科長などの責任を有する立場にある者としてします。

### (3) 短期大学の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談

短期大学関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象短期大学が行う教育活動に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

### (4) 学生、卒業（修了）生等との面談

現に教育を受けている学生としての立場、また、既に卒業した社会人などの立場から、当該対象短期大学における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）などについては、学生の満足度を知る上で重要であるので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

### (5) 教育指導及び教育現場の視察

自己評価書において記述された取組や現状について、授業や実験・実習、演習が、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査します。

### (6) 学習環境の状況調査

自己評価書において記述された学習環境の状況について、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行います。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験し、利便性を調査することも考慮します。

## 訪問調査ミーティング

評価部会は、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、また、評価担当者の共通理解を図るため、調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な根拠資料・データ等が収集できたかどうかの確認などを行います。

## **短期大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取**

各評価部会は、対象短期大学の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象短期大学から新たな根拠資料・データ等の提出の申し出があった場合は、調査終了後、1週間以内の提出を求めることができます。

また、面談者は、の2の(2)「短期大学関係者（責任者）との面談」と同様に学長、学科長などの責任を有する立場にある者とします。

## **調査結果の取りまとめ**

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、第4章に記述する評価報告書原案を検討・作成します。

## 訪問調査スケジュール（例）

実際のスケジュールでは、対象短期大学の規模や調査内容等により、変更される場合があります。

### < 第1日目 >

	事 項	時 間	備 考
12:30 ~	短期大学到着（ミーティング）	30分	
13:00 ~	短期大学関係者（責任者）との面談	180分	
16:00 ~	休憩	15分	
16:15 ~	短期大学の一般教員及び支援スタッフ等との面談	80分	
17:35 ~	休憩	15分	
17:50 ~	卒業（修了）生との面談	80分	
19:10 ~	休憩	5分	
19:15 ~	（ミーティング）	30分	

### < 第2日目 >

	事 項	時 間	備 考
9:30 ~	短期大学到着（ミーティング）	30分	
10:00 ~	教育指導及び教育現場の視察並びに学習環境の状況調査	120分	
12:00 ~	昼食・休憩	60分	
13:00 ~	学生との面談	80分	
14:20 ~	休憩	15分	
14:35 ~	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	120分	
16:35 ~	移動・休憩	60分	
17:35 ~	（ミーティング）	150分	

### < 第3日目 >

	事 項	時 間	備 考
9:30 ~	短期大学到着（ミーティング）	30分	
10:00 ~	短期大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	120分	
12:00	訪問調査終了		

## 第4章 評価報告書原案の作成

本章は、評価部会が行う評価報告書原案の作成方法について記載したものです。

### 評価報告書原案の構成

- 1 評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価報告書原案を作成します。また、評価部会が作成する評価報告書原案の構成は、次のとおりとします。
  - (1) 認証評価結果
  - (2) 基準ごとの評価
  - (3) 選択的評価基準にかかる評価結果（希望があった場合のみ）
  - (4) 対象短期大学の現況及び特徴
  - (5) 目的
  - (6) 自己評価の概要
- 2 「認証評価結果」については、次の2通りで判断します。
  - ・基準1～11の全ての基準を満たす場合  
「短期大学機関別認証評価基準を満たしている。」
  - ・基準1～11のうち、1つでも基準を満たしていない場合  
「短期大学機関別認証評価基準を満たしていない。」また、基準1～11の基準ごとに抽出した「優れた点及び改善を要する点」を要約したものを記述します。なお、「優れた点及び改善を要する点」を要約するに当たっては、目的に照らして、対象短期大学において重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。
- 3 「対象短期大学の現況及び特徴」、「目的」、「自己評価の概要」については、各対象短期大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。
- 4 「基準ごとの評価」及び「選択的評価基準の評価結果」のそれぞれの記述方法は、次のとおりによります。

### 「基準ごとの評価結果」の記述

- 1 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、基準ごとの評価結果を記述します。
- 2 「基準ごとの評価」は、「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」、「優れた点及び改善を要する点」の構成で記述します。（第2章の「2 基準1～11の自己評価結果の分析」の(3)、(4)参照）

## 「選択的評価基準に係る評価結果」の記述

「選択的評価基準の評価結果」の記述構成等は、前記1, 2に準じますが、「評価結果」については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」の4段階で記述します。(第2章 の3参照)また、自己評価書の「選択的評価基準に係る目的」は、原則として原文のまま転載します。

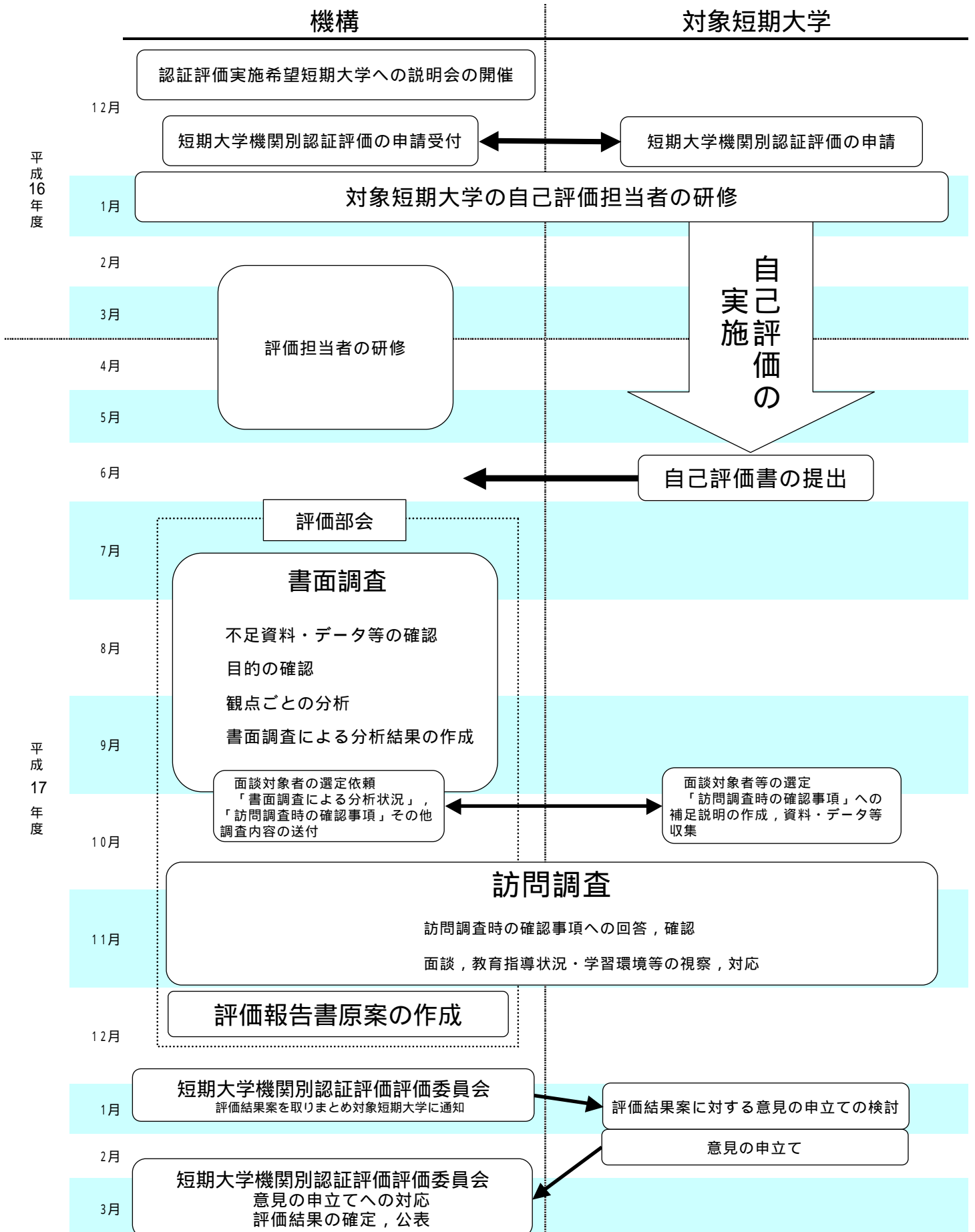
## 評価報告書原案の取扱い

- 1 評価部会が作成する評価報告書原案は、評価委員会に提出され、評価結果案として取りまとめられます。機構は、評価結果を確定する前に当該短期大学に通知します。
- 2 当該短期大学は、機構から通知された評価結果案に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。なお、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。
- 4 最終的な評価報告書は次のとおり構成され、対象短期大学及びその設置者へ通知し、社会に公表します。(別紙3「評価報告書イメージ」( 頁)参照)
  - (1) 認証評価結果
  - (2) 基準ごとの評価
  - (3) 選択的評価基準にかかる評価結果(希望があった場合のみ)
  - (4) 意見の申立て及びその対応
  - (5) 対象短期大学の現況及び特徴
  - (6) 目的
  - (7) 自己評価の概要



平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価のスケジュール

下記スケジュールは、今後若干の変更が生じる可能性があります。







## 別紙 2

### 独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会 細則第6条に規定する自己の関係する短期大学の範囲について

平成 16 年 5 月 31 日  
短期大学機関別認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則(以下「細則」という。)第8条の規定に基づき、細則第6条に規定する自己の関係する短期大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象短期大学に専任として在職(就任予定を含む。)し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象短期大学に兼任として在職(就任予定を含む。)し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象短期大学に役員として在職(就任予定を含む。)し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象短期大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており(参画予定を含む。)又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

#### 付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該短期大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の短期大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。



# 評価報告書イメージ

## 短期大学機関別認証評価

短期大学機関別認証評価

評価報告書

短期大学

平成18年 月  
大学評価・学位授与機構

短期大学

認証評価結果

大学評価・学位授与機構が定める短期大学機関別認証評価基準を満たしている。(満たしていない)

短期大学においては、.....  
.....の点が主な優れた点であり、.....  
.....の点が主な改善を要する点である。

-1-

短期大学

基準ごとの評価

**基準1 短期大学の目的**

1-1 短期大学の目的(教育研究活動を行うに・・・)  
1-2 目的が、短期大学の構成員に・・・

【評価結果】

・基準1を満たしている。(満たしていない)  
(評価結果の根拠・理由).....  
(優れた点及び改善を要する点)  
.....

-2-

短期大学

**基準2 教育研究組織(実施体制)**

2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織.....  
2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が.....

【評価結果】

・基準2を満たしている。(満たしていない)  
(評価結果の根拠・理由).....  
(優れた点及び改善を要する点)  
.....  
(基準3～11についても同様に評価結果を記述します。)

- -

短期大学

選択的評価基準に係る評価結果

**基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況**  
短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に.....

【評価結果】

(目的の達成状況を示す記述)  
(優れた点及び改善を要する点)  
(短期大学から選択的評価基準の希望があった場合に、評価を行い、結果を記述します。)

- -

短期大学

意見の申立て及びその対応

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....

- -

(以下、参考資料として添付)

短期大学

対象短期大学の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(対象短期大学名)	.....
(所在地)	.....
(学科等構成)	.....
(学生数及び教員数)	.....

- -

短期大学

目的

短期大学の使命

1 .....  
2 .....

教育目標等

1 .....  
2 .....  
.  
.

- -

短期大学

自己評価の概要

**基準1**  
.....  
.....

**基準2**  
.....  
.....

**基準3**  
.....  
.....

- -

注1)  は、対象短期大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。  
 注2) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。



学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、（以下略）

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

第四十条 法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。



短期大学機関別認証評価委員会委員名簿

大塚雄作	大学評価・学位授与機構教授
大野博之	国際学院埼玉短期大学副学長
上條宏之	長野県短期大学長
佐藤弘毅	目白大学長・短期大学部学長
澤井昭男	山形県立米沢女子短期大学長
清水一彦	筑波大学教授
関根秀和	大阪女学院大学長・短期大学長
舘 昭	桜美林大学教授
鶴見尚弘	山梨県立女子短期大学長
野口照義	千葉県立衛生短期大学長
丸山利輔	石川県農業短期大学長
森脇道子	産能短期大学長
山内昭人	学校法人山内学園理事長
吉田 文	メディア教育開発センター教授